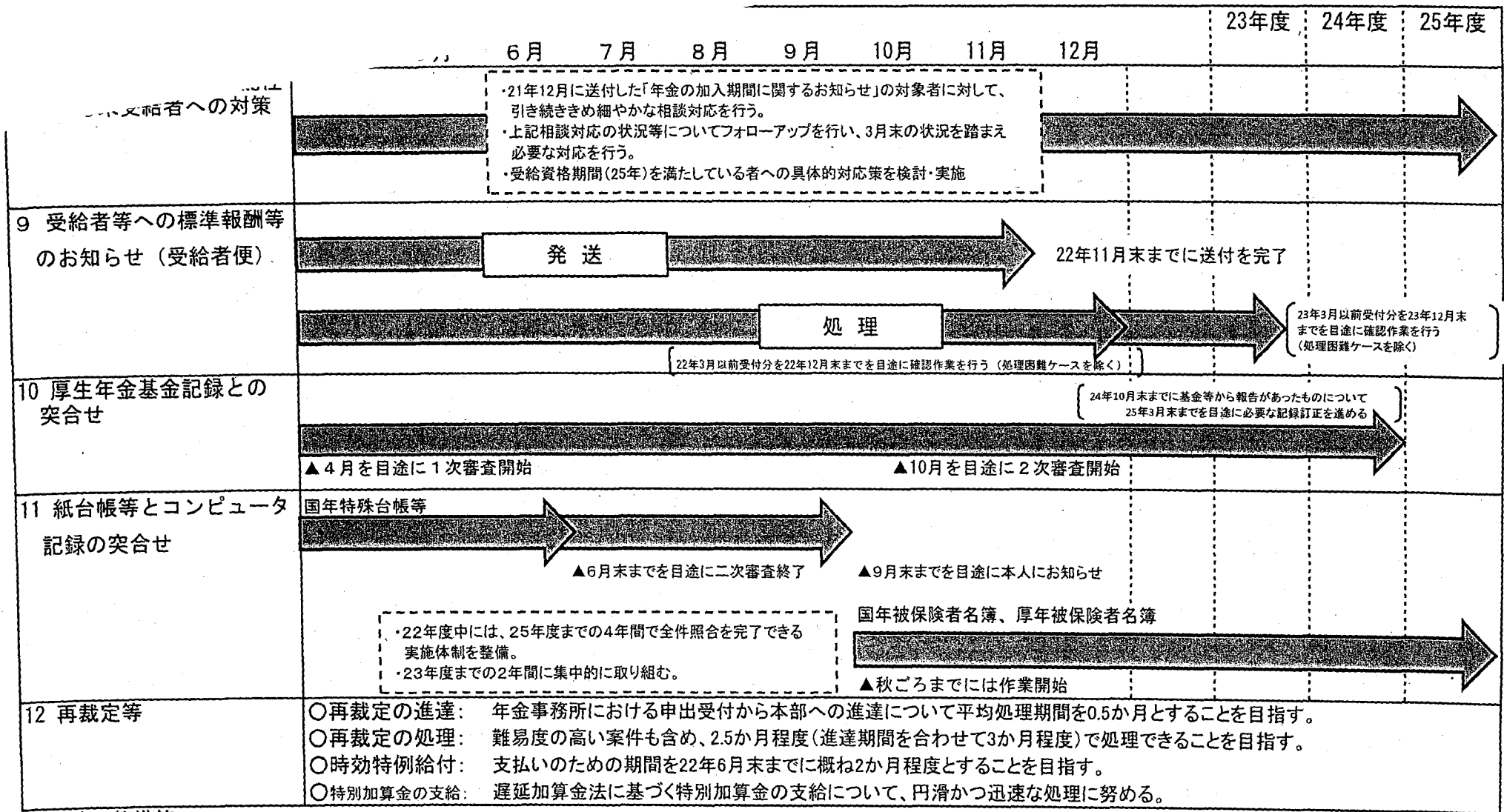


年金記録問題への対応の実施計画（工程表） <概要>

	22年度										23年度	24年度	25年度		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月						
1 ねんきん特別便 (1) 受給者及び事務所来訪加入者 ① 21年3月以前受付分 ② 21年4月から22年3月までの受付分 (2) 加入者 ① 21年3月以前受付分 ② 21年4月から22年3月までの受付分	処理困難ケース			→			〔22年7月末を目途に確認作業を行う〕								
	→										〔22年9月末を目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く)〕				
	処理困難ケース			→			〔22年7月末を目途に確認作業を行う〕								
	→										〔22年7月末を目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く)〕				
2 フォローアップ照会	→										〔22年7月末を目途に確認作業を行う(市区町村からの情報提供が遅れたものを除く)〕			現在の対象者以外のフォローアップや情報提供の実施については、費用対効果を見極めるためサンプル的なフォローアップ・情報提供を行い、その結果を踏まえ検討	
3 厚生年金等の旧台帳記録(約1466万件)に係る調査	→										〔22年7月末を目途に確認作業を行う〕			グレー便を送付した68万件以外のものについて、住基ネットとの突合せを行い、新たな年金受給につながる可能性がある方に対するお知らせ等の対応を検討	
4 年金記録の確認のお知らせ(黄色便)	→										〔22年12月末を目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く)〕				
5 ねんきん定期便	→										〔22年12月末を目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く)〕				
6 標準報酬等の遡及訂正事案	→			〔22年6月末を目途に年金事務所段階における記録回復を進める〕							これまでの救済事案の分析とともに、1条件のみ、2条件のみ該当のサンプル調査等を行い、更なる記録回復方策を検討				
7 年金事務所段階での記録回復の促進	→										〔22年12月末を目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く)〕				
	<ul style="list-style-type: none"> ・21年12月に定められた国民年金、脱退手当金に関する新基準等に基づき、救済を進める ・これまでの第三者委員会におけるあっせん・非あっせん事案についての分析やサンプル調査の結果等を踏まえ、更なる記録回復方策を検討 										→				

(注)共済期間の確認を要するものについては、共済過去記録により確認を行うことができるものは左記により作業を行い、更に共済組合等への照会を要するものは、共済組合等から速やかに回答を得て迅速に処理することを目指す。



※環境の整備等

- ① 自宅や市区町村、郵便局等における年金記録の確認
 - ・23年3月までに、現在のパソコンを使ったインターネットでの年金記録の確認をより使いやすいものにする。また、自宅でパソコンが使えない方であっても市区町村、郵便局等のパソコンを使って、保険料納付状況などを確認できるようにする。また、23年度から新たに年金見込額のお知らせもできるよう、システム開発等の準備作業を進める。
 - ・その上で、年金通帳について、国民の意向に関し調査を行い、検討を進める。
- ② 相談体制の整備
- ③ 関係団体等への協力依頼
- ④ 各種お知らせの未送達分への対応の検討

〔平成22年3月26日
日本年金機構理事会決定〕

年金記録問題への対応の実施計画(工程表)

I 実施計画の位置付け等

1 実施計画の期間

- 22年度から25年度までの4年間とする。

2 実施計画の位置付け

- 日本年金機構中期計画において「年金記録問題の解決に向け、以下の取組を計画的に進める。」とされていることに基づく実施計画(工程表)とする。

3 実施計画の見直し

- 実施状況等を踏まえ、少なくとも年度毎に見直しを行う。

II 作業項目と進捗目標

1 ねんきん特別便(一般の資格照会を含む)

※ねんきん特別便

全ての受給者・加入者(約1億9百万人)に加入記録を送付(19年12月から20年10月まで)し、漏れや誤りを本人に確認していただくもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

(1) 受給者及び事務所来訪加入者(地方組織担当)

① 21年3月以前受付け分

- 21年12月末時点で未処理となっている処理困難なケース(国民年金市区町村照会、本部照会、他県年金事務所照会)について、22年7月末までを目途に確認作業を行う。

② 21年4月以降受付け分

- 22年3月末までに受け付けた分について、処理困難なケース(国民年金市区町村照会、本部照会、他県年金事務所照会)を除き、22年9月末までを目途に確認作業を行う。

(2) 加入者(本部担当)

① 21年3月以前受付け分

- 21年12月末時点で未処理となっているものは、本部と地方組織とで処理を分担し、22年7月末までを目途に確認作業を行う。

②21年4月以降受付け分

- 22年3月末までの受付け分は、加入要件等についての説明やケースに即した個別判断が必要なもの等を除き、22年7月末までを目途に確認作業を行う。

注)共済期間の確認を要するものについては、共済組合から提供された共済過去記録(平成9年の基礎年金番号導入前に共済資格を喪失した者の記録)により確認を行うことができるものは、上記(1)及び(2)により作業を行うこととし、更に共済組合等への照会を要するもの(共済過去記録と本人申出が相違しているもの等)は、共済組合等から速やかに回答を得て迅速に処理することを目指す。

2 フォローアップ照会

※フォローアップ照会

20年3月までに年金受給者の方に送付した「名寄せ特別便」に対して、「訂正なし」と回答をいただいた方及び未回答の方であって、未統合記録が結び付く可能性の高い方約88万人を対象として、電話、訪問及び文書により記録を確認し、都市部を除き、年金事務所等で調査可能なものは、概ね確認作業を終了。21年10月から、市区町村の協力を得て、接触できない方の電話番号等の把握や記録の調査を実施している。

(1)調査中の案件(地方組織担当)

- 市区町村からの協力を得て電話番号情報等の収集を進め、市区町村からの情報提供が遅れたものを除き、22年7月末までを目途に確認作業を行う。

(2)今後の検討(本部担当)

- 受給者のうち現行のフォローアップ照会対象者以外の者及び加入者のうち定期便に未統合記録の情報を同封する対象者以外の者(2次名寄せ対象、期間重複ケース等でより不確実性の高いもの)に対するフォローアップや情報提供の実施については、費用対効果を見極めるため、サンプル的にフォローアップ・情報提供を行い、その結果を踏まえ検討する。

3 厚生年金等の旧台帳記録(約1466万件)に係る調査

※厚生年金等の旧台帳記録（約1466万件）に係る調査（グレー便）

マイクロフィルムの形で保管されている厚生年金等の旧台帳記録と基礎年金番号記録との突合せの結果、旧台帳記録がご本人の記録である可能性がある方約68万人に対して、20年5月に「年金加入記録の確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。連絡先（電話番号等）の連絡をいただいた方について、個別に電話や訪問による記録の確認作業を行っている。

(1) 調査中の案件（グレー便）（地方組織担当）

- 22年3月末時点で未処理のものについては、22年7月末までを目途に確認作業を行う。

(2) 今後の検討（本部担当）

- 厚生年金等の旧台帳記録約1466万件のうち、グレー便を送付した約68万人分の記録以外のものについて、住民基本台帳ネットワークシステムとの突合せを行い、「生存者」の情報と一致した記録の加入期間等をパンチ入力・磁気データ化した上で、新たな年金受給につながる可能性がある方に対し、お知らせを送付する等の対応を検討する。

4 年金記録の確認のお知らせ（黄色便）

※年金記録の確認のお知らせ（黄色便）

未統合記録約5000万件について、「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、住民基本台帳ネットワークシステムや旧姓等の氏名変更履歴などとの突合せにより、未統合記録の持ち主である可能性がある方に20年6月から21年12月の間に「年金記録確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。

(1) 受給者及び事務所来訪加入者（地方組織担当）

- 22年3月以前に受け付けた分については、処理困難なケース（国民年金市区町村照会、本部照会、他県年金事務所照会）を除き、22年12月末までを目途に確認作業を行う。

(2) 加入者（本部担当）

- 22年3月以前に受け付けた分については、加入要件等についての説明やケースに即した個別判断が必要なもの等を除き、22年12月末までを目途に確認作業を行う。

5 ねんきん定期便

※ねんきん定期便

21年4月より、全ての現役加入者の方に対し、年金加入期間、保険料納付額及び年金見込額などを毎年誕生月にお知らせしているもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

(1) 厚生年金標準報酬相違・国民年金納付記録相違関係(地方組織担当)

- 22年3月以前に受け付けた分については、処理困難なケース(国民年金市区町村照会、本部照会、他県年金事務所照会)を除き、22年12月末までを目途に確認作業を行う。

(2) 厚生年金・国民年金期間相違関係(本部担当)

- 22年3月以前に受け付けた分については、加入要件等についての説明やケースに即した個別判断が必要なもの等を除き、22年12月末までを目途に確認作業を行う。

6 標準報酬等の遡及訂正事案

(1) 新基準等に基づく記録回復(地方組織担当)

- 21年12月に定められた6.9万件該当(3条件該当)事案についての新基準等に基づき、記録回復を進めることとし、2万件戸別訪問対象の従業員事案については、22年6月末までを目途に年金事務所段階における記録回復を進める。

※不適正な標準報酬等の遡及訂正処理が行われた可能性がある記録として抽出した以下の3条件全てに該当する記録(約6.9万件)のうち、厚生年金の受給者の分約2万件について、20年10月から戸別訪問調査を開始し、21年3月までに概ね終了。調査結果を踏まえ、必要な記録回復を進めている。

- ① 標準報酬月額を引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ② 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③ 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

(2) 今後の検討(本部担当)

- これまで救済が図られた事案についての分析を行うとともに、1条件のみ該当、2条件のみ該当の事案についてのサンプル調査及び滞納事業所における資格喪失日の遡及訂正事案についてのサンプル調査を行い、その結果を踏まえ更なる記録回復方策について検討を行う。

7 年金事務所段階における記録回復の促進

(1) 新基準等に基づく記録回復(地方組織担当)

- 21年12月に定められた国民年金及び脱退手当金に関する新しい記録回復基準等に基づき、救済を進める。

(2) 今後の検討(本部担当)

- これまでの第三者委員会におけるあっせん事案及び非あっせん事案についての分析やサンプル調査の結果等を踏まえ、更なる記録回復方策について検討を行う。

8 年金を受給できる可能性がある未受給者への対策

※オンライン記録では受給資格期間を満たさない方約50万人に対して、21年12月に、「年金の加入期間に関するお知らせ」を送付して、合算対象期間等の受給資格期間として算定される期間の有無について注意喚起を行うとともに、任意加入制度の周知を図った。

(1) 年金受給にできる限り結びつけていくための事業展開(地方組織・本部担当)

- 21年12月に送付した「年金の加入期間に関するお知らせ」の対象者に対して、「私の履歴整理表」や「受給資格期間判別システム」の活用を促進するなどにより、引き続き年金事務所等できめ細やかな相談対応を行う。
- 本部においては、「年金の加入期間に関するお知らせ」送付後の相談対応の状況等についてフォローアップを行い、22年3月末時点での状況を踏まえ、必要な対応を行う。

(2) 今後の検討(本部担当)

- 21年12月に公表した「社会保険庁のオンラインシステム上の記録において受給資格期間(25年)を満たしている者に係る実態調査」の結果を踏まえた具体的対応策について、検討を行い、実施に移す。

9 受給者等への標準報酬等のお知らせ(受給者便)

※受給者等への標準報酬等のお知らせ(受給者便)
厚生年金受給者等に対し、標準報酬月額の情報を含むお知らせを送付し、標準報酬月額及び資格期間に漏れや誤りがないかをご本人に確認していただくもの。21年12月から送付を開始し、「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

(1) 受給者便の発送(本部担当)

- 事務所の相談状況を踏まえて順次発送し、22年11月末までに送付を完了する。

(2) 受給者便への対応(地方組織担当)

- 23年3月末までに受け付けたものについて、処理困難なケース(国民年金市区町村照会、本部照会、他県年金事務所照会)を除き、23年12月末までを目途に確認作業を行う。(22年3月末までに受け付けたものについては、処理困難なケースを除き、22年12月末までを目途に確認作業を行う。)

10 厚生年金基金記録との突合せ(地方組織・本部担当)

- 厚生年金基金等との連携を図りながら、22年4月からを目途に第1次審査を、22年10月からを目途に第2次審査を開始する。第2次審査については、24年10月末までに厚生年金基金等から適用事業所の人事記録等の調査結果の報告があったものについて、25年3月末までを目途に必要な記録訂正を進める。

※第1次審査

厚生年金基金等から報告を受けた不一致記録について、機構において、マイクロフィルム、紙台帳と一致しているか等を審査し、必要なものは記録訂正する。

※第2次審査

第1次審査において、オンライン上のデータが、マイクロフィルム、紙台帳等と一致しているが基金記録と不一致であるものについて、厚生年金基金等が行う適用事業所の人事記録等の調査の結果を踏まえ、記録訂正の対象となるかを判断し、必要なものは記録訂正する。

11 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ

(1) 国民年金の特殊台帳等とコンピュータ記録の突合せ(地方組織担当)

※国民年金特殊台帳

国民年金の被保険者台帳のうち、特例納付の記録、前納の記録、年度内の一部の期間のみ未納・免除となっている記録等の特殊な納付記録を記載したもの。

- 年金事務所で実施している2次審査を22年6月末までを目途に終了し、2次審査の結果、補正が必要と判断された記録について、22年9月末までを目途に本人へのお知らせを行う。

(2) 国民年金被保険者名簿、厚生年金被保険者名簿等とコンピュータ記録の突合せ(地方組織担当)

- 紙台帳検索システムの構築、突合せの拠点の立上げ等の準備を進め、平成22年秋頃までには紙台帳等とコンピュータ記録の突合せを開始し、優先順位を付けた上で、効率的に実施する。平成22年度中には、平成25年度までの4年間で全件照合を完了できる実施体制を整備し、平成23年度までの2年間に集中的に取り組む。

12 再裁定等

(1) 再裁定の進達(地方組織担当)

※再裁定の進達

年金受給者の受給権発生日以前の被保険者記録を訂正したことで年金の決定を改めて行う必要が生じた場合に、年金裁定に係る関係書類を年金事務所から機構本部に送付すること。

- 年金事務所における再裁定の申出受付から本部への進達について、平均処理期間を0.5か月とすることを旨とする。

(2) 再裁定の処理(本部担当)

- 再裁定の処理については、難易度の高い再裁定案件も含め、2.5か月程度(進達期間を合わせて3か月程度)で処理できることを目指す。

(3) 時効特例給付(本部担当)

※時効特例給付

平成19年に制定された「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律」に基づき、記録の統合等に伴い新たに判明した年金記録の追加により年金額の増加が図られる場合に、既に時効により消滅した5年より前の期間分の年金についてお支払いするもの。

- 時効特例給付については、時効特例給付の支払いのための期間を22年6月末までに概ね2か月程度とすることを旨とする。

(4) 特別加算金の支給(地方組織・本部担当)

※特別加算金の支給

平成21年に制定された「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律」に基づき、時効特例給付に一定の加算を行うもの。

- 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律に基づく特別加算金の支給について、円滑かつ迅速な処理に努める。

Ⅲ 環境の整備等

1 自宅や市区町村、郵便局等における年金記録の確認

- 23年3月末までに、現在のパソコンを使ったインターネットでの年金記録の確認をより使いやすいものにする。また、自宅でパソコンが使えない方であっても市区町村、郵便局等のパソコンを使って、保険料納付状況などを確認できるようにする。

また、23年度から新たに年金見込額のお知らせもできるよう、システム開発等の準備作業を進める。

- その上で、年金通帳について、国民の意向に関し調査を行い、検討を進める。

2 相談体制

- 受給者便の発送に合わせ、問合せ先となる専用ダイヤルのオペレーター席数を拡充するとともに、必要な研修を実施する。
- 受給者便の送付に伴う年金相談の増加に対応するため、年金事務所への社会保険労務士の派遣及び市区町村など身近な場所での年金相談等を拡充する。
- 「私の履歴整理表」の活用促進等によりきめ細やかな相談対応に努めるとともに、年金相談窓口に行くのに不便な地域住民への配慮や、複雑事例への適切な対応の観点からの方策について検討を行う。

3 関係団体等への協力依頼

- 受給者、加入者による年金記録の確認に係る情報(受給者便の送付等)や年金を受給できる可能性がある未受給者への対策(合算対象期間、請求手続等)について、市区町村や関係団体の広報誌への掲載、年金委員等を通じた周知等を進める。

4 ねんきん定期便等の未送達分への対応

- ねんきん定期便や受給者便などが未送達の方に対し、呼びかけの広報を行うとともに、これらの送付状況を踏まえ、23年4月から実施予定の住民基本台帳ネットワークシステムを通じた住所把握の仕組みを活用して、改めて定期便等の送付を行うことを検討する。